

役場の電話番号

総合案内（休日や夜間） ☎820-5600
☎854-8009

ホームページアドレス
http://www.town.kumano.hiroshima.jp
（携帯電話用アドレスも同じ）

右のバーコードを読み取り機能付き
携帯電話で読み取ってください。



総務部 ☎820-5601
総務課 ☎820-5602
企画財政課 ☎820-5632
商工観光課 ☎820-5602
税務課 ☎820-5603

建設部 ☎820-5607
建設課 ☎820-5607
都市整備課 ☎820-5608
開発指導課 ☎820-5638

上下水道課 ☎820-5610

民生部 ☎820-5635
民生課 ☎820-5635
福祉課 ☎820-5605
福祉事務所 ☎820-5614
住民課 ☎820-5604
生活環境課 ☎820-5606
健康課 ☎820-5637

防災無線放送再生ダイヤル
☎820-5640
※放送後24時間以内の内容

教育委員会（教育部）
学校教育課 ☎820-5620
生涯学習課 ☎820-5621
教育委員会 ☎855-1110

議会事務局 ☎820-5630

会計課 ☎820-5612

青少年教育相談 ☎820-5659

★各課室局へのお問い合わせは、各メールでも受け付けています。
メールアドレスについては、熊野町ホームページでご確認ください。

また、2月11日(木)～3月8日(火)は、ジュディオングの版画も追加展示します。



中路融人「富士」

●新春を彩る絵画展
中路融人、山本丘人、大山忠作らの作品を展示します。

2月4日(木)～3月8日(火)

筆の駅ギャラリー

なお、今回のBANGA（裏彩色木版画、君島龍輝）一日体験塾は、2月23日(火)午後1時～3時40分です（参加費3千500円）。

熊野町観光案内所「筆の駅」
熊野町出来庭10・6・24
☎855・1123
開館時間 10時～16時
休館日 水曜日
入場 無料

※ギャラリーのご利用については、お問合せください。

納税(町税等)

今月の納期限 2月29日(月)

固定資産税	第4期分
国民健康保険税(普徴)	第8期分
後期高齢者医療保険料(普徴)	第8期分
介護保険料(普徴)	第8期分

※納付忘れのない便利な口座振替をご利用ください。

2月7日は
北方領土の日です

政府は、毎年2月7日を「北方領土の日」と定め、北方領土返還要求運動を行っている。

私達一人ひとりがこの問題について真剣に考えることで理解を深め、取り組める運動には積極的に参加するなど、北方四島（歯舞群島、色丹島、国後島および択捉島）の早期返還を実現させましょう。

（総務課）

このコーナーに掲載を希望しない人は、住民課へ届け出る際にお申し出ください。

（住民課）

氏名 地区

宮本 志歩	呉地
木下 歌乃	出来庭
奥下 瑞夢	萩原
山口 拓真	萩原
徳永 葵	萩原
木原 青勇	萩原
和田 進之介	城之堀
佐々木 源太	川角
池田 結彩	川角
山本 柑那	川角

氏名 年齢 地区

確井 春男	80	呉地
川上 早苗	82	呉地
高瀬 武	94	呉地
中村 瀬	94	呉地
池田 村	94	呉地
小松 村	94	呉地
中村 村	94	呉地
ひろ 村	94	呉地
中村 村	94	呉地
尺田 村	94	呉地
岡田 村	94	呉地
荒谷 村	94	呉地
中井 村	94	呉地
伊妻 村	94	呉地
佐々木 村	94	呉地
大津 村	94	呉地
香川 村	94	呉地
溝下 村	94	呉地
平内 村	94	呉地
南田 村	94	呉地
越智 村	94	呉地

ごみは曜日や時間を守って正しく出しましょう

ごみは、正しく分別して、分別別に収集日当日の朝8時半までに出しましょう。また、前日の夜間にごみが出されているごみステーション（特にごみボックスを設置しているところ）が見受けられます。

ごみボックスは、野鳥や害獣によるごみの散乱防止が目的で設置しているものです。ルールを守って夜間に出さないようにしましょう。



不審火にご注意ください

昨年末から、ごみステーションなどのごみが燃やされる放火と思われる火災が連続して発生しています。放火火災を防ぐには、地域ぐるみで、放火されないさせない町づくりに取り組むことが大切です。

①ごみは収集日の決められた時間に出す。
②家のまわりに燃えやすいものを置かない。
③物置などには必ずカギをかける。
④家の周りを明るくする。
⑤郵便受けに新聞などをためないようにする。

家のまわりに燃えやすいものを置かない。



（総務課）

選挙くまのインフォメーション

選挙の種類	選挙権の積極的要件
衆議院議員 参議院議員	・満20歳以上（※）の日本国民
広島県知事 広島県議会議員	・満20歳以上（※）の日本国民 ・引き続き3ヶ月以上県内の同一市町の区域内に住所があること ・上記の人が県内の他の市町に住所を移し、3ヶ月に満たない場合も、1回の移転に限り選挙権を有する
熊野町長 熊野町議会議員	・満20歳以上（※）の日本国民 ・引き続き3ヶ月以上熊野町内に住所があること

（※）平成27年6月の法改正により、選挙権年齢は「満18歳以上」に引き下げられることとなりました。

《被選挙権の積極的要件》

選挙の種類	被選挙権の積極的要件
参議院議員 広島県知事	・満30歳以上の日本国民
衆議院議員 熊野町長	・満25歳以上の日本国民
広島県議会議員 熊野町議会議員	・満25歳以上の日本国民 ・当該選挙の選挙権があること

60歳以上の方で働く意欲のある方募集

会員募集

会員登録していただいた方に、条件が合えばお仕事を紹介いたします。（ただし、季節的な作業もありますのでご理解ください）

熊野町高齢者能力活用協会
安芸郡熊野町中溝一丁目11番2号
熊野町民会館内 ☎855-0881（担当：上馬場）

